

### 産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和5年 8月 24日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

申請者 〒196-0002

住所 東京都昭島市拝島町三丁目1番3号

氏名 株式会社貴藤

代表取締役 池ノ谷 新吾

電話番号 042-545-6027

担当者名 岩井 雅一



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p>	<p>1 事業の区分 積替え、保管を(行う・<b>行わない</b>)          2 取り扱う廃棄物          ①燃え殻②汚泥③廃油④廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く)⑤紙くず⑥木くず⑦繊維くず⑧動植物性残さ⑨金属くず(自動車等破砕物を除く)⑩ガラスくず⑪シクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く)⑫鉱さい⑬がれき類⑭ばいじん(④⑩⑫については、石綿含有産業廃棄物を含む)          (①②③⑤⑥⑦⑧⑨⑪⑬については石綿含有産業廃棄物を含まない)</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 〒196-0002 東京都昭島市拝島町三丁目1番3号 電話番号 042-545-6027  事業場 電話番号</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>1. 車両: 68台(3種類)          2. 容器: ドラム缶10本(2種類)、フレコンバック5,000枚(1種類)          コンテナ536台(3種類)、プラスチック容器5個(1種類)</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>最新許可申請を受付しました。その控えは大切に保管してください。          なお、廃許可の有効期間の満了後も、この申請に対する処分がなされるまでは、現在の許可は引き続き有効です。          関係条文: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第3項、第14条の4第3項          千葉県環境生活部廃棄物指導課</p>
<p>※事務処理欄</p>	<p>役員変更有り 車両変更有り</p>

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

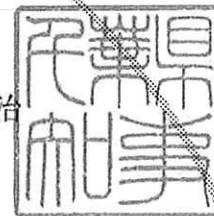
住 所 東京都昭島市拝島町三丁目1番3号

氏 名 株式会社 貴藤  
代表取締役 池ノ谷 新吾

優  
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成28年9月15日

許可の有効年月日 平成35年8月31日

## 1. 事業の範囲

### (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

### (2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻、イ 汚泥、ウ 廃油、エ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、オ 紙くず、カ 木くず、キ 繊維くず、ク 動植物性残さ、ケ 金属くず（自動車等破砕物を除く）、コ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、サ 鋳さい、シ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、ス ばいじん

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

## 2. 許可の条件

なし

## 3. 許可の更新又は変更の状況

平成13年8月3日	新規許可
平成23年9月1日	更新許可
平成27年2月5日	変更届（代表者変更、役員変更）
平成28年4月11日	変更届（組織変更、役員変更）
平成28年9月15日	更新許可（優良認定）・変更届（株主変更）
平成29年8月10日	変更届（住所変更）

## 4. 積替え許可の有無 存・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

## 5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 存・無

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。